

長 幼 児 号 外
令和2年5月7日

保護者 様

長崎市長 田上 富久
(公 印 省 略)

保育所等の登園自粛要請期間の終了について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、平素から本市の保育・教育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、政府の新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言が令和2年4月16日から令和2年5月6日まで発出されており、このたび、期間が令和2年5月31日まで延長されることとなりましたが、特定警戒都道府県以外の学校については、地域の感染状況に応じて感染予防に最大限配慮した上で、段階的に活動再開が可能とされました。

このことを受け、長崎市立小・中学校については、令和2年5月11日から通常登校を再開することとなりました。

上記を踏まえ、保育所等に対する登園自粛要請の延長は行わないこととし、登園自粛要請期間を令和2年5月10日までで終了することといたしますので、お知らせします。

そのため、登園自粛に伴う保育料の日割り計算についても、令和2年5月10日までといたしますのでご了承ください。

【登園自粛期間及び保育料の日割り計算を行う期間】

令和2年4月16日から令和2年5月10日まで

なお、感染症予防の観点から、登園にあたっては、発熱や呼吸器系に症状がある場合はもちろんのこと、体調がすぐれない場合は登園をお控えください。

また、定例的にお仕事がお休みの日（土曜日など）などは、ご家庭でお子様と一緒に過ごしていただくなど、必要に応じた保育所等の利用を行っていただきますようお願いいたします。

長崎市こども部幼児課 担当：今村、白石

電話：822-8888（内線4635、4631）

〒850-8685 長崎市桜町2-22（市役所別館3F）

Email:yoji@city.nagasaki.lg.jp